

関西労働者安全センター

関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター

2024.7.10発行〈通巻第556号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



2023年度過労死等の労災補償状況公表	2
運営協議会の講演レポート ～2018年の法改正とトラック運送の2024年問題	8
辺野古からの通信④ 宮崎史朗（全港湾建設支部）	11
韓国からのニュース	14
前線から	17
死ぬまで元気だった右田孝雄さんを偲ぶ会 「中皮腫を治る病気に」／大阪	

6月の新聞記事から／19
表紙／右田孝雄さんを偲ぶため集った仲間たち
(2024年6月16日大阪)

'247

2023 年度 過労死等の労災補償状況公表

2023 年（令和 5 年）度の「過労死等の労災補償状況」が厚生労働省ホームページに公表された。

脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数 1023 件、決定件数 667 件、支給決定件数 216 件で、認定率は 32.4% だった。

精神障害の労災補償状況は、請求件数 3575 件、決定件数 2583 件、支給決定件数 883 件で、労災認定率は 34.2% だった。

どちらも請求件数は増加しているが、労災認定率については低下している。

以下に詳しく見ていこう。

コロナ後請求件数増加

脳・心臓疾患の労災補償状況は、表 1-1（次ページ）の通り、新型コロナウイルス感染症の流行の影響か、2020 年度から請求件数は減少していたが、2023 年度は急増、2022 年度より 220 件増加した。決定件数も 509 件から 667 件へと 158 件増加し、支給決定件数は 194 件から 216 件と 22 件増加した。コロナ流行が収束して長時間労働が増加したと考えられる。コロナ前の 2019 年の請求件数は 936 件、決

定件数は 684 件、支給決定件数は 216 件だったので以前の水準に戻ったと言える。

しかし、認定率については、2022 年度が 38.1% まで少し回復していたのが、2023 年度は 32.4% に落ちた。また、同時に公表されている審査請求事案の取り消し決定件数は、2022 年は 9 件だったのが、2023 年はわずか 3 件で、3 件すべて死亡事案だった。

運輸業がダントツ多く

業種別の状況を見てみよう。支給決定件数が 1 番多かったのは、「運輸業・郵便業」で 75 件（請求件数 244 件、決定件数 159 件）、これは毎年変わっていない。ただし、2022 年は支給決定件数 56 件だったのが 19 件も増加しており、請求件数、決定件数もそれぞれ 172 件から 244 件、111 件から 158 件へ大幅に増加した。コロナ流行下で通信販売の利用者などが増加していたが、2023 年度も変わらず「運輸業」で増加傾向にあるというのは、この業種の長時間労働防止対策がなされていない、もしくは効果がないという表れかもし

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		請求件数	決定件数					
脳・心臓疾患	請求件数	936 (121)	784 (105)	753 (124)	803 (125)	1023 (171)		
	決定件数 ^{注2}	684 (78)	665 (88)	525 (67)	509 (84)	667 (88)		
	うち支給決定件数 ^{注3}	216 (10)	194 (14)	172 (9)	194 (18)	216 (18)		
	[認定率] ^{注5}	[31.6%] (12.8%)	[29.2%] (15.9%)	[32.8%] (13.4%)	[38.1%] (21.4%)	[32.4%] (20.5%)		
うち死亡	請求件数	253 (18)	205 (18)	173 (17)	218 (15)	247 (30)		
	決定件数	238 (17)	211 (17)	169 (11)	139 (19)	187 (10)		
	うち支給決定件数	86 (2)	67 (4)	57 (1)	54 (7)	58 (5)		
	[認定率]	[36.1%] (11.8%)	[31.8%] (23.5%)	[33.7%] (9.1%)	[38.8%] (36.8%)	[31.0%] (50.0%)		

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注6

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		支給決定件数 ^{注7}	うち死亡					
脳・心臓疾患	支給決定件数 ^{注7}	8 (1)	6 (1)	15 (0)	9 (0)	3 (0)		
	うち死亡	6 (1)	3 (1)	5 (0)	6 (0)	3 (0)		

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

れない。全支給決定件数216件のうちの75件、つまり35%を占めているので、効果的な対策は必須である。2位は「卸売業・小売業」で29件(請求135件、決定88件)、3位は「宿泊業・飲食サービス業」25件(請求78件、決定51件)、4位は「建設業」23件(請求123件、決定75件)だった。5位は「サービス業」同じく17件(請求119件、決定82件)で次が「製造業」16件(請求89件、決定64件)となっている。特徴としては、上位の業種は認定率が、「運輸業」47%、「卸売業」32.9%、「宿泊業」49%と高い。支給決定件数が10件だった「医療・福祉」だが、請求件数は95件と5番目に多く、決定件数は59件、しか

し認定率は16.9%と前回(22.5%)以上に低かった。

職種別で見ても、支給決定件数1位は「輸送・機械運転従事者」で67件(請求件数200件、決定件数138件)と全体の31%を占めている。2位は「サービス職業従事者」で29件(請求135件、決定99件)、これは調理や接客従事者である。3位は「専門的・技術的職業従事者」22件(請求156件、決定76件)で建設関係や教員が多い。4位は「管理的職業従事者」21件(請求42件、決定39件)で、5位は「販売従事者」19件(請求92件、決定68件)だった。認定率を見ると「輸送・機械運転」は48.5%と高く、それ以上に高いのが「管

理的職業」の53.8%でこれは請求件数が「輸送」の5分の1ほどであるが、認定されやすいようだ。他ほどの職種も「サービス業」の29.2%以下、ほとんど20%台と低くなっている。

年齢別では、50～59歳の支給決定件数が96件で一番多く、次に60歳以上が54件、40～49歳が53件となっている。高齢の就労者増加している傾向にあるので、60歳以上も60代と70歳以上に分けてほしいところだ。

やっぱり低い大阪の認定率

次に都道府県別表があるが、支給決定件数が1番多いのは大阪の21件だった。次が神奈川、福岡の16件、愛知の15件、次が東京の14件、京都の11件、以下は一桁となっている。

ちなみに2022年度は東京24件、神奈川18件、大阪17件、愛知11件だった。

請求・決定件数では、1位の大阪から請求123件・決定85件、神奈川86件・63件、福岡41件・26件、愛知77件・50件、東京158件・75件、京都35件・29件で、東京は請求件数に対して決定件数がかかなり少なく、認定率もわずか18.6%、大阪も24.7%、神奈川25.3%と非常に低く、京都が37.9%、愛知30%とこちらも高くはないがなんとか30%というところだ。隣の兵庫県は決定件数27件のうち支給3件で11.1%の認定率という低い値になっていて、昨年33.3%からかなり下がっている。反対に新潟では請求・決定件

数4件で支給決定4件の100%で、全体的に請求件数が多い都道府県では低い認定率となっている。

労働時間別ではもちろん80時間以上100時間未満の支給決定が60件で一番多く、次に100時間～120時間未満が45件、そして2022年に80時間未満でも他の要因を考慮するよう認定基準が変わってから60～80時間未満も41件と多い。また同じく2022年度から労働時間数以外の「短時間の過重業務・異常な出来事」も2021年より10件ほど増加し26件、23年も26件となっている。

請求が3500件超えに

2023年度の精神障害の労災補償状況は、請求件数は892件増加して3575件、決定件数は597件増加で2583件、支給件数は173件増加して883件となった(次ページ表2-1)。

認定率は34.2%で2022年度の35.8%から少し下がったがほぼ同じ水準である。

審査請求事案の取り消し決定は、18件で2022年より7件減少、その前の2020～2022年が25件、22件、25件と20件台だったので、けっこう下がっている。

業種別の支給決定件数では、「医療・福祉」が219件(請求件数887件、決定件数627件)で1番多く、支給件数で55件、請求・決定件数でもそれぞれ263件・153件も増加した。2位は「製造業」で支給121件(請求499件、決定414件)、

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	請求件数	2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)	2683 (1301)	3575 (1850)
	決定件数 ^{注2}	1586 (688)	1906 (887)	1953 (985)	1986 (966)	2583 (1283)
	うち支給決定件数 ^{注3}	509 (179)	608 (256)	629 (277)	710 (317)	883 (412)
	[認定率] ^{注5}	[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)	[32.2%] (28.1%)	[35.8%] (32.8%)	[34.2%] (32.1%)
うち自殺 ^{注6}	請求件数	202 (16)	155 (20)	171 (15)	183 (29)	212 (24)
	決定件数	185 (17)	179 (17)	167 (20)	155 (20)	170 (23)
	うち支給決定件数	88 (4)	81 (4)	79 (4)	67 (6)	79 (7)
	[認定率]	[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)	[47.3%] (20.0%)	[43.2%] (30.0%)	[46.5%] (30.4%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況^{注7}

区 分		年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	支給決定件数 ^{注8}	8 (1)	25 (7)	22 (6)	25 (6)	18 (8)
	うち自殺	2 (0)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 6 自殺は、未遂を含む件数である。
 7 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
 8 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 9 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

3位「卸売業・小売業」103件（請求491件、決定355件）、4位は「運輸業・郵便業」101件（請求311件、決定255件）、5位は「その他の事業」91件（請求359件、決定244件）、6位「建設業」82件（請求194件、決定154件）だった。「医療・福祉」については、中分類でも1位「社会保険・社会福祉・介護事業」2位「医療業」で、この2つで全体数の約4分の1を占めている。2024年問題として注目されている医師業、建設業、運輸業だが、脳・心臓疾患よりも精神障害の件数が圧倒的に多い。後で、時間外労働時間別の統計で詳しく述べるが、精神障害の労災認定で1か月

80時間以上の長時間労働があった支給件数は883件のうち174件のみなので、長時間労働対策以上にメンタルヘルス、ハラスメント対策が必要だ。

職種別の支給決定件数で見ると、「専門的・技術的職業従事者」が259件（請求件数990件、決定件数714件）で1位、「事務従事者」が154件（請求782件、決定541件）で2位、3位は「サービス職業従事者」126件（請求578件、決定344件）、4位は「販売従事者」78件（請求352件、決定271件）、5位「生産工程従事者」74件（請求310件、決定231件）となっている。これは中分類で見ると、「専

門・技術」は保健師・看護師と社会福祉従事者が上位を占めていて、さらに「サービス業」の中でも介護サービス従事者が上位に入っているのも、やはり「医療・福祉」関連の職業従事者が多いのがこのことからわかる。事務従事者では一般事務従事者が107件と圧倒的に多い。

年齢別の支給決定件数では、40～49歳239件、20～29歳206件、30～39歳203件、50～59歳190件で、40代が少し多いがほとんどの年齢層で同じくらいの件数があると言えるだろう。それぞれ前の年から20～30件増加しているが、50代に関しては71件と大幅な増加となっている。

請求件数の多い都道府県は認定率低く

都道府県別の労災補償状況について、全体の請求・決定・支給決定件数が増えているので、これも増えているかと思いきや、いつも件数が一番多い東京は支給件数が2022年の127件から2023年117件に減少、請求件数は540件から758件に大幅に増加しているが、決定件数は428件から433件へとわずかに5件増えたのみなので、請求の多さに対して調査が追いついていない可能性がある。他はほとんど増加しており、大阪は56件から85件へ、愛知は35件から62件へとかなり増えており、特に大阪は300件の請求件数に対して決定件数が293件で件数だけ見ればほとんど決定まで至っていることになる。2022年の決定件数162件から293件に

131件の増加なので、これについては大阪労働局に詳細を聞きたい。都道府県別の認定率を見ると、支給件数が1桁の都道府県を除いて、2桁以上の支給決定がある中では、大分の68%（決定25件、支給17件）が一番高く、山形63.6%（決定22件、支給14件）、和歌山62.5%（決定16件、支給10件）、岡山53.6%（決定41件、支給22件）、新潟52.9%（決定34件、支給18件）、三重52%（決定48件、支給25件）、50%なのが滋賀（決定26件、支給13件）と佐賀（決定20件、支給10件）で、あとは50%を切っている。最も認定率が低かったのは神奈川の24.5%（決定204件、支給50件）、それから京都24.6%（決定81件、支給20件）、次が東京の27%（決定433件、支給117件）と兵庫27.6%（決定112件、支給31件）、大阪も相変わらず低く、29%（決定293件、支給85件）だった。気になったのは、新潟が脳・心臓疾患でも4件とはいえ認定率100%、精神障害でも52.9%と高いので、意見を出す労災医員や労基署の判断が認定に積極的なものかもしれない。

時間外労働時間別では、20時間未満、20～40時間未満、40～60時間未満と続いて160時間以上まで、20時間区切りで支給決定件数を分類しているのだが、20時間未満が大きく24件減少して63件となっている以外は、全体でほぼ同じか、増加した。特筆すべきは、「その他」に分類された心理的負荷が極度と認められる出来事があり、労働時間を調査するまでもなく業務上と判断した事案の件数で、528

件と全体の 59.7%に当たる。しかも 2022 年度の 360 件から 168 件も増加している。また 80 時間未満は、労働時間の負荷で認定されたものではなく、合わせてほかの出来事もあって認定されたものと推測されるので、80 時間以上の時間外労働があった認定件数のみを合計すると 174 件で、全体の 19.7%だった。では、圧倒的に多い長時間労働の負荷以外の出来事によって業務上とされた事案の内容については、後で心理的負荷となった出来事別の件数で見よう。

ハラスメント事案が 40%を占める

出来事別で支給決定件数が一番多かったのは、「パワーハラスメントを受けた」157 件でダントツに件数が多かった。2 位は「悲惨な事故や災害の体験・目撃をした」で 111 件、3 位は「セクシュアルハラスメントを受けた」の 103 件で 2022 年度より 37 件も増加、4 位は「仕事内容・量の変化を生じさせる出来事があった」の 100 件だった。5 位は「同僚からの暴行・いじめ嫌がらせを受けた」で 59 件、次に昨年 9 月に新設された「顧客などからの迷惑行為を受けた」いわゆる「カスタマーハラスメント」がわずか 6 カ月の期間で 52 件も認定された。やはり、ハラスメント関連の出来事だけで、支給件数の 40%を占めている。また、昨年同じく新設された「感染症など病気や事故の危険性が高い業務に従事した」はコロナ対応や危険な化学物質にさらされる業務を想定していた

が、わずか 2 件だったのが意外だった。他に「特別な出来事」は 71 件あり、10 件増加した。

昨年 9 月に、心理的負荷評価表の出来事が改定され運用が始まったが、それが労災認定にどのような影響があったのかは、今回のみではっきりとは分析できない。少なくとも、新設された「カスタマーハラスメント」の項目は半年で 52 件が支給決定され、今後も増加するのではないかと予測される。請求件数自体が相当増加しており、各出来事の件数も増加している一方、労災認定率が上がったということもないので、今のところ、今回の改定は分類分けしやすくなったという効果くらいしか分からない。

全国労働安全衛生センター連絡会議では、秋にこの過労死関連の労災認定状況やメンタルヘルス、パワーハラスメント対策をテーマに、厚生労働省と交渉を持つ予定である。今回の補償状況も踏まえ、労働者のメンタルヘルス対策が進むよう働きかけたい。



運営協議会の講演レポート

～ 2018年の法改正とトラック運送の2024年問題～

2024年6月13日、関西労働者安全センターの事務所にて、同センターの運営協議会が開催された。今回の運営協議会では、運営委員の活動報告に加え、全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長の古谷杉郎氏と、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地区トラック支部執行委員長の広瀬英司氏、書記長の和田宗幸氏を招いて、2024年問題をテーマとして講演をいただいた。本記事では、その内容を紹介する。

1. 2024年問題とは

始めに、古谷氏に、2024年問題とは何かについて解説していただいた。

2018年6月、「働き方改革関連法」の制定によって、労働時間法制（労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法）が改正された。目玉は時間外労働時間の上限規制を罰則付きで導入したことで、原則月45時間以内、年間360時間以内、ただし、36協定で労使間の合意があれば、年間で6回まで月100時間以内（ただし2～6カ月の複数月平均がそれぞれ80時間を超えないようにする）、年間合計720時間まで（休日労働含めると960時間まで）というものである。その他、残業代改訂や勤務間インターバルの導入などもあり、これらの施行は、原則として2019年4月から行われることとなった。

ここで、上記の時間外労働時間の規制について、長時間労働が常態化していた5分野の仕事に関しては、各分野ごとにそれぞれ上限規制を設定し、かつ施行までに5年の猶予をとることになった。その5分野というのが①工作物の建設の事業、②自動車運転の業務、③医業に従事する医師、④鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業、⑤新技術、新商品等の研究開発業務である。そして、5年の猶予が切れて、この5分野でも規制が始まるのが2024年4月からであり、それによって労働力不足や賃金削減などの問題が起こると予想されている。それを2024年問題という。

2. 長時間労働者へのケアは医師の面接指導

その後、古谷氏には、2024年問題の元になっている、そもそもの2018年の法改正について、労働時間規制以外の面から話していただいた。

まず、良い点として、労働安全衛生法に、事業主が従業員の労働時間を把握する義務がつけられたことを挙げられた。実は、労働基準法にはもともと労働時間の把握の規定があったが、それは残業代の確認が主目的だった。対して、安衛法の労働時間把握義務は、労働者の健康確保が目的なので、なにかと利用価値があるということだ。

次に、問題点として、長時間の労働者への健康面のケアのことを挙げられた。

2018 年の法改正では、労働時間の規制については、時間外労働の上限規制や勤務時間インターバルについてなどの施策があるが、長時間労働（基本的に月 80 時間以上の時間外労働）を実際に行っている人へのケアについては、労働基準法でも労働安全衛生法でも、基本的に、医師の面接指導を受けさせるということに終始してしまっているのである。

古谷氏によると、医師の面接指導だけでは健康管理の役に立つとは思えず、また、この面接指導の制度ができたことで、労組の中に、長時間労働者へのケアとしてこの指導の受診率を上げることに躍起になっている組織があることに懸念を抱いているとのことだった。ただ一方で、医師の面接指導の制度について、実態をつかめていないので、まず、医師面談の実施率や何を言われたのかの調査をして、また、それが改善につながった例があるならそれを拾い上げるのは面白い課題だとも提案した。

せっかく医師の面接指導という制度があるのだから、効果を検証して、良い例があるなら集めて水平展開するのは確かに大事なことで、安全センターの役目だろう。

3. トラックドライバー in 2024

続いて、広瀬氏と和田氏には運送業（主にトラック運送）の現場視点での 2024 年問題について報告いただいた。

まず、労働時間の規制についてだが、正直なところ、連帯労組の支部がある中小企

業は、2024 年 6 月現在、ほとんどが十分に労働時間削減ができていないようだ。自動車運転業が 2024 年 4 月から守らないといけない時間外労働の規制は、（労使の合意ありで）年間 960 時間以内なので、基本的に時間外労働は月 80 時間ペースを守らないといけない。だが、連帯労組の支部がある会社は業務量的にそれが困難で、年度前半は月 100 時間程度の時間外労働で乗り切って、年度後半を月 60 時間程度にして年間 960 時間に調整するというようにしているとのことだった。ただ、本当に年度後半に調整できるのか、そして来年、再来年と進むことで労働時間の削減ができるのかということについては、広瀬氏は悲観的だった。結局、荷主からの注文で運送業は動くので、その荷主が、発注量を抑えるか納期を遅らせることを許可しない限り労働量は減らせない。どうしても業務量的主导権が荷主になってしまうので、運送業者主導で労働時間を管理するのが難しいそう。

また、残業時間が減ることによる賃金の低下については、連帯労組として、3 年ほど前から各企業と打合せをしており、働いている人の、労働時間規制前の残業代を補償給として導入して、残業時間が減っても賃金が減らないようにしているようだ。だが、当然それをのめない状況の会社もあり、また、支部がない会社はそういう交渉をしていないので、そんなところでは賃金が大幅に減る。すると、トラックドライバー業界の、基本給自体は低くても、長時間働けば稼げるという特徴がなくなり、単に賃金

の低い業界になってしまう。となると、法を守って時間外労働を規制している会社には人が来なくて、違法に働かせまくっている会社には人が集まってしまい、労働時間の削減もできない。悪循環である。

さて、これらの問題についての対策だが、実は、2018年に国土交通省があることを行っている。トラック運送の原価計算をし、標準運賃というものを定めたのだ。この原価計算の中に、トラックドライバーと他業界との賃金格差是正（端的に言うとな賃金アップ）も含まれており、さらに、ほぼ毎年、その時の物価等に合わせて改訂している。広瀬氏曰く、この標準運賃がちゃんと支払われるなら、トラック運転手の賃金低下が防がれ、また、業界で問題になっている発注の多重構造も、運賃のラインが上がることで中間業者が参入しづらくなり、解決に向かうだろうとのことである。だったらこの問題は解決してるじゃないかと思われるだろうが、残念ながらそうではない。

2018年の制定から2024年6月現在までずっと、標準運賃は義務化されていないのである。ということは、目安があるというだけで、結局運賃の交渉は会社まかせということになる。荷主が余裕のあるところなら交渉できるが、連帯労組に加入する組合員の所属会社は中小企業がほとんどで、荷主も余裕がないところが多く、その交渉がなかなか進まないという状況だそうだ。

これらの労働時間や賃金の問題に対して、現状、広瀬氏が一番良いと考えていることは、上記の標準運賃の義務化である。そのために、2018年の標準運賃制定当時から、国交省と交渉しているが、現状、結果が出ていないとのことである。

ハードな状況だが、長時間労働の規制自体は、安全衛生的になすべきことなのは間違いない。皆の健康と生活を守るため、労働時間の削減と賃金の補償を両立できるよう、我々も協力して活動していかねばならない。（事務局 種盛真也）



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！
お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

辺野古からの通信 ④ 宮崎 史朗 (全港湾建設支部)

4月から6月末にかけて、沖縄は慰霊の季節になります。3月26日慶良間諸島への米軍上陸から始る沖縄地上戦は、組織的戦闘が終ったとされる6月23日を過ぎても、各地で戦闘が繰り返され、日本兵は無論ですが沢山の住民の犠牲者を出しました。

慰霊の日々を静かに過ごすつもりでしたが、事件・事故が相次いで発生・発覚し怒りに燃える日々です。

6月28日午前10時過ぎ、埋め立て用土砂を積み出しているひとつ、琉球セメント安和棧橋のダンプ出口で、私たちの仲間と防衛局から委託されたアルソックの警備員の二人がダンプに巻き込まれ重体との一報が辺野古ゲート前に飛び込んできました。そして間もなく、警備員は死亡、私たちの仲間は骨盤骨折の重体ということが分かってきました。

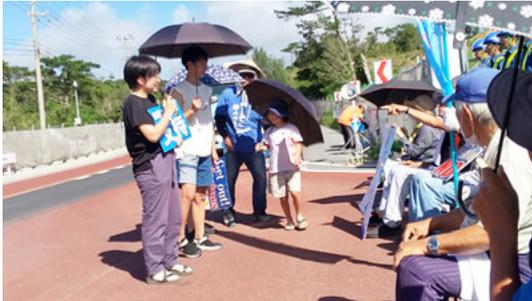


安和棧橋出口付近。ゲートから左折して国道に出ようとしたダンプに、仲間の女性と警備員が巻き込まれた

さすがに防衛局も安和でのダンプの出入りは止めましたが、辺野古は別現場と言わんばかりに午後からも工事車両を入れ続けました。さまざまな原因が考えられるし、車両の出入り以外にも危険要因は沢山あるのだから、工事を中断し再発防止のため現場の点検に入るのが常識でしょう。防衛局にその気にならないことがわかりました。

抗議の声を押しつぶすようにダンプを強引に出したことが主たる原因でしょうが、抗議行動を押しさえつける動きを警戒しながら防衛局、警備会社への抗議を強めなければなりません。

その事故の直前、6月25日には、昨年12月24日に発生した米空軍兵長の少女不同意性交事件が明るみにでました。今年3月27日那覇地検は起訴し7月12日初公判日程まで決まっています。沖縄県警、地検、そして外務省、防衛省が沖縄県や沖縄県民に6か月間、情報を秘匿したのです。地元2紙などは6月25日に起訴状を地検から交付されたそうです。勿論、彼らが自主的に公表したのではなく、聞くところによれば、沖縄地裁の開廷予定表で7月12日初公判を知り地元紙が動いたため公表せざるを得なくなったとのこと。25日に公表されたのもたまたまということです。少女に対する米兵の事件を全く許すことはできず、米軍に対し強い怒りを持ちます。同時に県知事に通報もしない、指



「工事を止めるために何かしたい」辺野古ゲート前の座込みに参加した家族ぐるみで参加した人々。摘されても「通報しないこと」に居直っている日本政府に多くの県人は怒っています。

更に、28日、「米兵 女性暴行5月にも」との見出しで、キャンプシュワブの海兵隊員が女性に性的暴行し傷害を負わせたと琉球新報が報じました。地検は6月17日起訴していますがこの件も県に通報していません。玉城デニー知事は「断じて許せぬ。怒りを禁じえない」と強い言葉を発しています。

佐藤優氏（元外務省職員）は、この沖縄の怒りは沖縄への構造的差別であり、東京の政治エリート（政治家、官僚）は差別の当事者との自覚にかけるところから理解できないと評論しています。私は同意します。

辺野古には、6月に入って200台を越える工事車両が進入しています。多くはダンプで、国頭の鉾山や安和鉾山から、岩ずりや土砂、栗石を積んでいます。なかでも、岩ずり・土砂と思われる（シートでしっかり覆っているのが見えない）130台が目につき、辺野古の埋立て地に仮置きしているようです。また、美謝川切替工事も水路工事が進んでいるのが目立ちます。県議会

選挙後、防衛局は8月から大浦湾での護岸工事に着手すると県に通告したそうです。それでも、この工事はいつまでたっても完成しないとして、毎日の座り込みを続けています。

事件が報道される前の6月23日沖縄慰霊の日、県内各地で79年前の肉親・祖先の非業の死を悼む集まりが開かれました。沖縄県と遺族会は、摩文仁の丘の平和祈念公園で追悼式を開催、日本政府からは岸田首相、衆参議長などが参列しました（政府側は先の事件を完全に秘匿しました）。

同公園内の「平和の礎」に今年、181人のお名前が追加され、刻銘総数は24万2225人に上っています。早朝から家族ぐるみ、地区ぐるみでの参拝が続きました。ガマフヤー（ガマを掘る人の意）の具志堅隆松さんの報告では、この参拝の供え物をこともあろうに警察官、機動隊が点検しているということです。祈りの場に、いかに政府要人の警備とはいえ、土足で踏み込む感性を疑います。

玉城デニー知事は平和宣言のなかで、自



美謝川水路切替のためシートパイルを法尻に打設中



魂魄の塔 沖縄戦の一番の激戦地で多くの人々が斃れた。戦後、住民が中心となり、3万5千体を超える遺骨を集め、ここに祀った。摩文仁の丘にも近い。／6.23 国際反戦沖縄集会在近隣の塔横の広場で開催され私も参加しました

衛隊の急速な南西シフトについて「沖縄県民は強い不安を抱いている」と指摘し、式典後の談話で「県民からすると受忍限度を超えている」とも述べました。

仲間友祐さん（宮古高校3年）の詩「これから」が朗読されました。戦に怒り、祈りをつなぐ朗読は感動的でした。是非一読願いたいものです。

沖縄県議選選挙は6月16日に投開票でした。定数48ですが、玉城デニー知事を

支持する与党系（無所属を含む）は20議席で4つ減りました。野党及び中立系は28となり、県政の運営は大変厳しいものになるといわれています。しかし、中立系には沖縄公明党4議席があります。この4人は事前アンケートで、「普天間は県外か国外に移設すべき」と回答しています。辺野古反対議員は24名となり、自民党の言いなりには県議会も動かないでしょう。

なぜ県政与党は大敗したのか？与党勢力の乱立を上げる方もいます。沖縄市民会議（島ぐるみ）の分析は、与党の調整ができていれば5議席を増やせたといいます。しかし、与党系の得票は前回53.5%、今回46.2%ですから、やはり乱立以外にも要因はあったと思わざるを得ません。

辺野古新基地反対の民意が維持されていることも出口調査などでははっきりしていますので、現場は逆風を感じながら、きちんと座込みを続けていきます。（6/30記）

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進した栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を前向きに生き続ける、著者、渾身の闘病記。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書。

【お問い合わせ】 関西労働者安全センター

TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229 mail to:info@koshc.jp



■ 出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■ 体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■ 定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■ソウル地下鉄の整備労働者7人、血液がん「集団発病」

ソウル交通公社の地軸車輛事業所の検査チームで働くファン・スソンさん(54)は昨年5月、自分の耳の下に小さな「こぶ」を見つけて病院を訪れ、血液がんの一種である非ホジキンリンパ腫と診断された。1997年に入社し2011年まで電車の中で重整備業務を行い、その後は軽整備業務をしていた。

彼は電動車の回転機のトラクションモーターに必要なベアリングを、シンナーや軽油などに浸した後、筆で拭いたり空気圧縮機で吹き飛ばす洗浄作業と、油性ペイントでの塗色作業を主にしていた。有機溶剤が四方に飛ばされているのに、マスクも着けず、換気施設もきちんと整っていないかった。

民主労総公共運輸社会サービス労組はソウル地下鉄の整備労働者の病歴を追跡した結果、血液がんに罹り、闘病中か亡くなった人が7人に達しているとした。ファン・スソンさんを含め地軸車輛事業所で4人、君子車輛事業所で2人、新亭・倉洞車輛事業所で1人だ。うち2人は既に業務上疾病と判定されている。2017年に労災を認められたソン某さんの業務上疾病判定書によれば「ベンゼン、トリクロロエチレンなどの有害物質へのばく露レベルが低いとしても、作業環境の改善が行われる前に働いていた作業環境では、更に高いレベルでベンゼンにばく露された可能性がある。塗装・洗浄作業を長期間行いながら、各種の有害化学物質に持続的にばく露したと推定され、業務と傷病との間の相当因果関係

が認められる」と書かれている。

ソウル交通公社労働組合とソウル交通公社は、整備労働者の内、勤続15年以上の83人を対象に、今年中に血液がん診断のための血液検査をすることに3月に合意した。しかしソウルメトロと、ソウル都市鉄道公社が、2017年5月に現在のソウル交通公社に統合されるまでは、整備業務は大部分を外注業者が担当した。ソウル市は2016年5月の下請け労働者キム君が九宜駅でスクリーンドアの作業中に亡くなった事件以降、2017年12月までは外注業者だった1100人を直接雇用・正規職化したが、それ以前に退職した人は、公社も労組も把握しにくいのが実情だ。

労組はソウル交通公社が人員削減を名分に整備業務の外注化を進めれば、労働者の安全が更に脅かされると憂慮する。2024年6月5日 ハンギョレ新聞 チョン・ジョンフィ記者

■20年間「特高圧電気にばく露」配電労働者の甲状腺がんを無視した裁判所

20年近く特高圧電気に触れながら活線作業をした配電労働者が甲状腺がんに罹った。彼は労災だと主張した。費用節減と停電時間の短縮などのために、政府が直接活線工法に固執したため、その危険負担は完全に配電労働者が被った。電磁波に常時曝され、感電事故の心配によるストレスにも苦しんだ。

裁判所は労災ではないと、直接活線工法と甲状腺がんの因果関係を裏付ける研究が不十分だという勤労福祉公団の主張を認めた。

ソウル高裁行政部は11日、配電労働者のAさんが勤労福祉公団に提起した療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴と判断した原審を取り消し、原告の請求を棄却した。

Aさんは1995年から20年間、配電の電

気員として働いた。彼はほとんどの時間を、活線工法を使った2万2900ボルトの特高圧電気が通じている状態の電柱で、送・配電線路の維持・補修をする無停電作業を行った。

韓国では1995年から無停電作業が一般化され、その内、電気員が直接充電部で作業を行う直接活線工法が広く利用された。建設労組などによる電気労働者への持続的な問題提起で、2017年以後からは直接活線工法が廃止され、間接活線工法に転換された。

Aさんが甲状腺乳頭状ガンの診断を受けたのは2015年11月。彼は療養給付を申請したが、公団は2020年3月、これを不承認とした。

ソウル行政裁判所は、2022年7月に原告勝訴の判決を行った。

一審は2017年、安全保健公団・産業安全保健研究院の「活線作業者の健康状態と関連実態調査」を引用して、「Aさんが持続的にばく露した極低周波磁場が、Aさんの体質などの他の要因と複合作用して甲状腺がんを発病させたり、少なくともその発病を促進ないし自然経過以上に増悪させた原因になったと推測できる」と判断した。調査によれば、配電作業者の極低周波磁場へのばく露レベルは、事務職の社員の26倍、半導体加工・組立工程従事者の約1.78倍、変電所勤務者の約3倍に達する。

しかし、二審裁判所は公団に軍配を上げた。裁判所は「原審を取り消し、原告の請求を棄却する」と判示した。Aさんは、最高裁への上告を準備している。これまでに10年の歳月が流れた。2024年6月12日 毎日労働ニュース カン・ソギョン記者

■「50人未満」に重大災害法適用で初の事故、釜山の廃棄物業者を検察に送致

釜山地方雇用労働庁は釜山の廃アルミニウム回収・処理業者の代表者を、先月末に重大災害法と産業安全保健法違反の疑惑で、検察に起訴意見を付けて送致した。

この業者では1月31日午前9時頃、労働者(37)は廃棄物を運ぶクレーンのマストと貨物積載箱の間に体を挟まれて死亡した。会社は、常時労働者が10人の規模だった。1月27日に重大災害法が50人未満(工事金額50億未満)の事業場にも適用されて5日目に発生した、初めての法適用事故だ。

雇用労働部が先月発表した「2024年第1四半期労災現況付加統計」によれば、今年の第1四半期の5～49人の事業場での災害調査対象事故死亡者は44人だ。重大災害法の適用を受けていなかった前年に比べて6人(12.0%)減ったが、政府は「重大災害法の適用効果とは断定できない」と見ている。2024年6月13日 京郷新聞 チョ・ヘラム記者

■造船所だけで、今年重大災害で14人が死亡

1月12日、ハンファオーシャンでガス爆発事故が発生し、1人の労働者が亡くなったのを始め、今年、造船所だけで10件の事故(死亡者14人)が発生した。先月30日、木浦の造船所で火災が発生し、負傷した労働者が2日後に死亡し、先月だけで4件の重大災害が発生した。

労働部は造船業況が回復し、低熟練・外国人労働者が現場に大量に流入して事故が増えていると分析した。先月から追加の災害を防ぐために、現場懇談会、教育、現場点検など、集中安全管理活動を始めた。

労働部は安全管理活動の一環として、今月「修理造船会社など、造船業の脆弱事業場専門担当パトロールチームを運営し、高危険

作業を集中点検する」とし、「釜山・蔚山・統営支庁を中心に、造船業の協力会社を対象にした企画監督も実施する」とした。支庁別に企画監督計画を立てたという。造船業の事業場が集まっている釜山・統営支庁は、造船業災害予防実務協議体を構成し、災害予防活動のための協業を強化することにした。造船業の関連団体と連携し、重大災害の予防を支援する事業も新設する計画だ。ただ、未だに事業の具体的な内容は公開されていない。

2024年6月19日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

■リチウムバッテリー爆発になす術なし／韓国の工場火災で22人死亡

24日午前、華城市のリチウムバッテリー製造工場「アリセル」で火災が発生し、22人が死亡、8人が負傷する大惨事となった。リチウムは火がつくと水や二酸化炭素の散布などの通常の方法では消せないため、消防当局は初動鎮火に失敗してからは、火が周囲に広がらないよう防火線を構築するだけで、事実上「自然鎮火」するのを待つしかなかった。

火は午前10時31分ごろ、工場の北西にあるバッテリー完成品の検収棟で発生。火災の発生を受け、消防当局は消防士など145人の鎮火人員とポンプ車などの50台の装備を現場に送った。

同工場はリチウムバッテリーを製造して完成品を納品しており、火災が発生した3階建ての鉄骨構造の建物(延べ面積約2300平米)には3万5000個を超える円筒形のリチウムバッテリーが保管されていたという。現場に投入された消防隊員たちは、リチウム火災の鎮圧に必要な乾いた砂と膨張窒素を準備していたが、炎が非常に激しかったため、現場に到着後も4時間近く内部に入らず、炎の拡大



を防ぐことしかできなかった。火災は発生から4時間40分後の午後3時10分ごろに収まった。

火が収まった後、建物の2階で行方不明者の21体の焼死体を発見した。もう1人の死者は、火災発生直後に現場で心停止状態で発見され、病院搬送後に死亡が確認された。工場内で発見された犠牲者は、出入口付近で発生した火が短時間で爆発的に広がり、避難できなかったと消防当局は推定している。

犠牲者の大半は外国人で、18人が中国人、1人がラオス人。韓国人は2人だった。犠牲者たちは建物の2階の南西の隅の部屋に固まっていたという。建物の外へと通じる非常階段が二つあるが、(炎が急激に広がったため)脱出できなかったようだ。

消防庁が2023年に作成した「災害現場標準作戦手順」では、「(リチウムなどの)可燃性金属は粉末が空気中で浮遊すると爆発の可能性が常にあり、水、泡、ハロゲン化物、二酸化炭素の消火器では消火できず、鎮圧後も長期にわたって高温発火した状態が保たれるので、水分接触などによる再発火に注意しなければならない」となっている。

2024年6月25日 ハンギョレ新聞 イ・ジョンハ、イ・スンウク記者 (翻訳: 中村猛)

前線から

死ぬまで元気だった右田孝雄 さんを偲ぶ会 「中皮腫を治る病気に」

大阪

リアルな右田孝雄さん（愛称・みぎちゃん）がこの世からいなくなって3ヶ月あまりたった6月16日、梅田のレストラン地下で偲ぶ会が開かれた。定員70人のところに結局90人近くが集まり、在りし日のみぎちゃんを偲んだ。患者や家族の仲間、活動家、医師、看護師、弁護士、中学の同窓生、歌手、バンドマン、みぎちゃんの愛娘、妹、新聞記者、会社員 etc。みんな、みぎちゃんが大好きだったし、みぎちゃんを尊敬し、愛した人たちだ。この場に来られなかった人たちには会場からオンライン配信した。

胸膜中皮腫になり「余命2年」宣告をまともに信じ込んだみぎちゃんは、多くもなかった有り金を2年で使いきろうと、今日はサザ

ンオールスターコンサートツアー、明日は虎のユニホームで甲子園と走り回り、B級グルメ主体で食べ放題の日々を送り標準体重大幅超えを保ったまま、腹

膜中皮腫の同志・故栗田英司氏とともに、全国の中皮腫患者を訪ね歩く中皮腫キャラバン隊の旅をはじめたのだった。

ある日みぎちゃんは「ここを拠点にして活動したい」とうちの事務所に来たのでみんなで歓迎してすぐに仲良しになった。毎週水曜日の午後にかけている「中皮腫サロン」をみぎちゃんがはじめたのもその頃だ。

そのあと、みぎちゃんがどんなことをしていたかは



本誌「関西労災職業病」の連載エッセー「胸膜中皮腫患者の前向き一辺倒一闘病記～死ぬまで元気です」【<https://koshc.jp/?s=%E5>

%8F%B3%E7%94%B0%E5%AD%9D%E9%9B%84】をお読みください。偲ぶ会の最後に撮られた写真（表紙）が会の空気を

伝えていると思う。

それぞれの人がそれぞれのみぎちゃんを胸に会場をあとにしたのだった。

《記事の訂正とお詫び》

関西労働職業病の2024年5月号に掲載された記事「訪韓記録 vol.3」について、記述した内容に誤りと、誤解を招く表現がありました。下記の通り該当部分を訂正し、深くお詫びいたします。

〈該当箇所〉

機関誌5月号「訪韓記録 vol.3」14頁、左側11行目～右側15行目に書かれた「3. 労働環境健康研究所」の市民活動紹介部分

〈訂正後の文章〉

「次に、市民活動という点で、研究所の設立にも関係しているウォンジンレーヨンの労働災害について、問題を告発するために行ったある出来事の話である。1987年ごろから、ウォンジンレーヨンで健康被害を

受けた労働者の数も集まってきたので、補償や労働環境整備に関する活動をしていたが、韓国政府は真剣に取り合ってくれなかった。そこで、韓国を超えて、世界にアピールするためにはどうしたらいいかを考えていると、翌年の1988年、ちょうどよく、韓国ではある世界行事が予定されていた。ソウルオリンピックである。そして、たまたま、その聖火ランナーのコースが、ウォンジンレーヨンの工場前を通るルートだった。そこで、聖火ランナーが工場前を通る機会をとらえ、棺とともに工場前に座り込む示威行動をとった結果、黙殺されていた死亡災害が職業病に認定される転換点となったというのであった。オリンピックのような大きな行事にもひるまず、的確に世界へアピールする行動力と発想力を見習いたい。」

全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



6月の新聞記事から

6/5 U A ゼンセンはカスハラは調査結果をまとめた。60代の客によるカスハラが最も多く内容は不手際などに関する謝罪要求や商品の取り替えや再サービスの要求など。サービス業の組合員を対象にインターネットでアンケートを行い、3万3000人余りから回答があった。2年以内でカスハラの被害にあったことがあるのは46.8%だった。

6/6 大阪西成区にある船の修理を行う新来島サノヤス造船の大阪製造所内施設で船のエンジンなどが焼ける火事があり、男性7人がけがをして病院に搬送された。船内で溶接作業や清掃をしていた。

6/12 2023年に福祉施設で死亡または転倒などで4日以上休業した労働災害（コロナ罹患を除く）は1万4049人おり、前年から10%（1269人）増えたことが厚生労働省の集計で分かった。この10年間で7218人増えており、伸び率（106%）は全産業の中で突出して高かった。

6/17 神奈川県の小田原市立病院で働いていた30代の臨床検査技師の女性が、化学物質過敏症を発症したとして、公務災害を申請している。3年前までの5年間、臓器の標本を作ったり、顕微鏡で観察したりといった業務で、ホルムアルデヒドやキシレンといった化学物質を扱っていた。たびたび頭痛やけん怠感を感じるようになり、仕事を続けるにつれて症状が悪化したため3年前に退職し、その後、化学物質過敏症と診断された。

6/18 横浜市内の外資系メーカーで経理・人事・総務を担当していた50代女性が適応障害を発症したのはテレワークでの長時間労働が原因だとして、今年3月、横浜北労働基準監督署に労災認定された。2021年後半から社員の退職などが続き、新システム導入や決算資料の作成などで業務量が増加。上司からは指示や連絡が頻繁に届いた。女性は22年3月に適応障害を発症。発症前2カ月の時間外労働時間は労基署の認定だけで100時間を超えていた。

令和5年の陸運業の労働災害発生状況（確定値）について陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）が取りまとめた特徴等が発表された。死亡災害は110人となり、前年に比べ20人の大幅増加。

福岡県春日市の市立小学校の新任教諭の男性（24）が精神疾患を患い自殺したのは長時間労働と指導担当の教諭によるパワハラが原因として、男性の遺族が市と県に計約9000万円の損害賠償を求める訴訟を福岡地裁に起こした。提訴は11日付。男性は2019年4月に新任教諭として配属され、3年生を担当。1カ月目から長時間労働を強いられ、自殺までの4カ月間の時間外労働時間は月平均100時間だった。また指導教諭から同僚の前で繰り返し叱責され、精神疾患になったとも主張。地方公務員災害補償基金福岡県支部は21年11月、長時間労働や厳しい叱責と自殺との因果関係を認め、公務災害に認定した。遺族は県と市に謝罪などを求めたが、応じなかったため、提訴した。

6/19 中皮腫で死亡した男性の遺族が、スーパーの天井に広告を取り付ける作業でアスベストを吸ったことが原因だとして、労災認定を求めて裁判を起

した。大阪市の男性（61）は、1983年から2005年まで大手スーパーの大阪府内や神戸市の店で働き、2020年に悪性胸膜中皮腫と診断され、死亡した。男性の妻は労災申請したが、認められなかったため、国に対して労災と認めなかった処分を取り消すよう求めて裁判を起した。

香料メーカーの理研香料工業（東京都港区）で製造業務に従事していた女性（33）が、原料の化学物質「ジアセチル」にばく露し呼吸器疾患になったとして、同社に約1300万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。女性は国内初のジアセチルによる労災認定を受けたが、会社側は因果関係を認めていない。女性は2015年6月から大量のジアセチルを調査して香料を製造する作業をし、18年1月ごろ呼吸困難の症状が出てジアセチルによる閉塞性細気管支炎と診断され、20年12月に労働基準監督署から労災認定された。

6/21 独立行政法人造幣局（大阪市北区）は、勤務時間中の組合活動などが、国家公務員法上の職務専念義務違反に当たるとして職員計27人を訓告や嚴重注意処分、監督すべき上司計24人も同様の処分にした。さいたま支局と広島支局の職員も含まれる。2020年度から22年度の間、週3～5日、昼休み後の1時間から数時間にわたって、職場を離れて組合活動などをしてきた。検証していた第三者委員会が調査報告書を提出していた。報告書は「特異な事情が存在」と指摘。職員からのハラスメント相談などが管理側ではなく、組合で肩代わりされている慣行が生じていたと指摘した。

6/24 水上村は、中嶺弘継村長のパワハラ行為でうつ病になり、退職を余儀なくされたとして元村職員の男性（56）が、村と村長に525万円の損害賠償を求めた訴訟について、解決金120万円を支払うことで和解する意向を明らかにした。男性は村長が乗る公用車の運転手を担当。2016年6月ごろからの約4年間、対向車の村民にあいさつしなかったとして村長に叱られたり、出張先でのトイレ休憩が認められなかったりが繰り返されたという。

6/27 市民団体「災害とアスベスト 阪神淡路30年プロジェクト」実行委員会は、阪神淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震の災害ボランティアを対象に、アスベスト問題に関するアンケート調査を来月1日から実施すると発表した。アンケートの質問は、がれき処理経験の有無▽アスベストの健康被害の認知▽現場でのアスベスト注意喚起の有無など計13項目。調査結果をまとめた報告書を来年1月のシンポジウムで発表する予定。

建設現場でアスベストを吸い肺がんなどを発症したとして、九州の労働者らが建材メーカーに損害賠償を求めた第2陣の裁判で福岡地裁は、企業5社に対し約1億5000万円の支払いを命じる判決を言い渡した。九州の建設労働者と遺族65人が建材メーカー16社に1人あたり3850万円の損害賠償を求めていた。一方で、当時の作業場所などによって原告の一部は敗訴していて原告団は控訴する方針。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259